＜ITKeeper　基本条項＞

第１章　総則

第１条（目　的）

１．甲および乙は、両者の合意に基づき公正な契約を締結し、信義に則り誠実に履行するものとします。

第２条（本基本条項）

１．本基本条項は、乙が提供するITサービス商品である「ITKeeper」（以下、本サービスといいます）に関し条件を定め、乙が別途個々のサービス毎に設定するサービス条項（以下、サービス条項といいます）と一体となって効力を有します。

２．本基本条項とサービス条項の規定に齟齬が生じた場合には、サービス条項の規定が優先して適用されるものとします。

第３条（約款の変更）

１．乙は、甲への事前の通知および承諾を得ることなく、本条項およびサービス条項の全部または一部を変更することができるものとします。本条項およびサービス条項の全部または一部が変更された場合、変更後の各条項が本サービス契約すべてに適用されるものとします。

２．乙は、本条項およびサービス条項の内容を変更した場合、ホームページ上または乙が適当と判断する方法にて公表するものとします。

第２章　本サービス

第４条（本サービスの定義）

１．乙は、甲に対して、本基本条項およびサービス条項に基づき本サービスを提供するものとします。

２．甲は、本サービスの収受にあたり、本基本条項およびサービス条項の内容を確認し、承諾するものとします。

３．甲は、本サービスを甲自身の利用目的のみに使用し、他の目的の為に使用することはできないものとします。

第５条（本サービスの契約成立）

１．甲は、本サービスの提供を希望する場合、本基本条項の内容およびサービス条項の内容をあらかじめ確認し、同意の上、サービス内容が記載され、かつ必要事項が記入された利用申込み（以下、利用申込みといいます）を乙に対して提出するものとします。

２．乙は、前項の利用申込みに基づき必要となる審査および乙の必要に応じてヒアリング等を行い、利用申込みに対して承諾した日をもって、本契約は成立するものとします。

３．乙は、前項の規定にかかわらず、本サービス契約の成立から30日の間に次の事項に定める場合があると判断した場合には、甲に通知することにより直ちに本サービス契約を解除することができるものとします。

（１）本サービスの申込者が、当該利用申込みにかかる契約上の義務を怠るおそれが明らかである場合

（２）本サービスの利用申込みに虚偽の事実を記載した場合

（３）本サービスの申込者が、本サービスの料金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合

（４）本サービスの申込者が、サービス条項に定める禁止行為のいずれかに該当するおそれがある場合

（５）本サービスの申込者が、第４６条（反社会的勢力との関係排除等）に違反する事実が判明した場合、またはそのおそれが明らかである場合

（６）その他、乙の業務の遂行上著しい支障があると乙が判断した場合

第６条（本サービス提供期間）

本サービスの提供期間は、サービス条項に記載される通りとします。ただし、甲または乙は、当該期間を延長する必要がある場合は、甲乙別途協議の上、延長することができるものとします。

第７条（本サービス提供区域）

本サービスの提供地域は、日本国内に限定します。

第８条（本サービス実施者）

乙は、本サービスの実施を乙の社員または乙の選任した代行者（以下、乙のサービス要員といい、当該代行者からの委託を含む）により行わせるものとします。なお、乙は、乙の事情により乙のサービス要員を随時交代させることができるものとします。

第９条（本サービスの追加・変更）

甲は、本サービスの追加および変更を希望する場合は、その旨を乙に通知し、別途乙の定める方法にしたがってサービスの追加および変更の依頼を行うものとします。なお、追加および変更された本サービスに関する契約については、第５条の規定が適用されるものとします。

第１０条（本サービス申込みのキャンセル）

１．甲は、本サービスの利用申込み後に当該申込みをキャンセルすることはできないものとします。ただし、サービス条項に別途記載がある場合には、この限りではありません。

２．前項にもかかわらず、甲が本サービスの利用申込みのキャンセルを希望する場合、甲は第３８条の規定に基づき乙に対して違約金を支払うことにより当該申込みをキャンセルすることができるものとします。

第１１条（本サービスの解約）

本サービスの解約は、サービスの満了日、または甲の意思による乙所定の解約申請方法に基づき、解約手続きを行うことにより、本サービス契約を解約することができるものとします。ただし、サービス条項に別途記載がある場合には、この限りではありません。

第１２条（本サービスの契約解除）

乙は、甲が次の各号の一にでも該当した場合、何らの催告も要せず本契約の一部または全部を解除することができるものとします。この場合、甲は乙に対して、乙に生じた損害を賠償するものとします。

（１） 甲が第３６条に定める料金等の支払いを一度でも怠った場合
（２） 手形または小切手等が不渡りとなり、あるいは金融機関から取引停止の処分を受けた場合
（３） 監督行政庁より営業の取消、または停止等の処分を受けた場合
（４） 第三者により、差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行等の処分を受けた場合
（５） 破産、特別清算、民事再生もしくは会社更生等の開始手続を申立てられ、自ら申立て、解散の決議をし、または他の会社と合併した場合
（６） 前各号の他、経営状態の悪化が認められる場合
（７） 乙が甲に対して本サービスの実施に協力的ではないと判断した場合
（８） 甲が本条項またはサービス条項に定める禁止行為のいずれかに該当すると乙が判断した場合
（９） 第５条第３項に該当する事由がある場合
（１０） その他、乙の業務の遂行上著しい支障があると乙が判断した場合

第１３条（本サービスの仕様変更）

乙は、営業上、技術上その他の理由により、本サービスの仕様の全部または一部を変更することができるものとします。

第１４条（本サービスの廃止）

１．乙は、乙の営業上、技術上その他の理由により、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
２．前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止する場合、乙は、乙所定の方法によってサービス廃止日の２ヶ月以上前までに甲に対してその旨を通知するものとします。
３．本サービスの一部を廃止した場合は、その限度で利用契約は終了し、全部を終了した場合は、本利用契約の全てが終了するものとします。
４．乙は、本条に基づきサービスを廃止した場合に甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第１５条（本サービスの中止）

１． 乙は、乙の責めに帰すべからざる事由により本サービスの全部または一部の提供を行うことができなくなった場合、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
２． 乙は、本サービスの全部または一部を中止する場合、甲に対してその旨を通知するものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを中止することができるものとします。
３． 乙は、本条に基づきサービスの提供を中止した場合に、甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第１６条（本サービスの停止）

１． 乙は、甲が以下各号の一にでも該当した場合、甲に通知することなく、直ちに本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
（１） 支払期日が経過しているにもかかわらず本サービスに関連して甲が負担する本サービスの費用等の支払がなされない場合
（２） 本サービスの申込、およびその他の手続において乙に対して虚偽の事項を通知したことが判明した場合
（３） 乙の問合せ窓口等へ正当な事由もなく長時間にわたり問合せを行う、または同様の問合せを繰り返し行うことにより乙の業務に支障をきたした場合
（４） 乙に対して威嚇による嫌がらせ、恐喝または脅迫などに当たる行為を行った場合
（５） 本条項、および各種サービス条項に違反し、その程度が軽微でないと乙が判断した場合
（６） 明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用した場合
（７） その他乙が不適切であると判断する作為または不作為による行為を行った場合
２． 乙は、以下各号一にでも該当する場合、甲に対して事前に通知することによって、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを停止することができるものとします。
（１） 本サービスの提供に必要な設備に対してメンテナンスまたは工事を実施する必要がある場合
（２） 乙が本サービスの運用の全部または一部を停止することが望ましいと判断した場合
３． 乙は、本条に基づき本サービスの提供を停止した場合に甲が被った損害について、何ら責任を負うものではありません。
４． 乙は、甲の管理する情報等が、前１項のいずれかに該当する場合は、甲に対し何らの通知なく、蓄積している情報を削除する場合があります。

第１７条（甲による必要機器の準備）

１． 甲は、乙が本サービスを実施するために必要な機器（以下、必要機器といいます）を自ら用意するものとします。ただし、本サービスの提供内容の一部として機器の提供または貸与がある場合は、この限りではありません。また、乙は甲に対して必要機器の種類等を指定することができるものとします。
２． 甲は、サービス条項に別途指定のある場合を除き、必要機器の設置または、機器への接続を甲の責任と費用負担により行うものとします。
３． 甲は、必要機器の購入およびその設置、接続および設定等を、別途有償にて乙に依頼することができるものとします。

第３章　売買条項

第１８条（本章の適用）

本章の規定は、本サービス内容として、機器またはソフトウェア（以下、対象機器等といいます）等の提供が含まれる場合に適用されるものとします。

第１９条（対象機器等の所有権）

１．対象機器等の所有権は、個々のサービス条項に定められた本サービスの初期費用が完済されたときに乙から甲に移転します。なお、手形および小切手は決済完了まで弁済の効力を生じないものとします。

２．乙は、甲乙協議の上、甲に事前に対象機器の貸与が必要であると判断した場合、甲への所有権移転前に、対象機器または対象機器と同等品を甲に貸与し、甲は、善良なる管理者の注意義務をもってこれを保管するものとします。なお、万一、甲への所有権移転前に当該対象機器または当該同等品等が毀損または滅失した場合には、その責任は甲が負担するものとします。

第２０条（対象機器等の納入）

１．乙は、サービス条項または甲乙別途協議の上、定める引渡し予定日までに甲へ対象機器等を納入するものとします。

２．輸送障害、天災地変、その他乙の責に帰すべからざる事由により対象機器等の納入が遅れた場合でも乙は、当該事由から生じた履行遅滞の責を負わないものとします。

３．甲は、乙より対象機器等の納入を受けた場合は、速やかにこれを検査し、その検査結果を乙に通知するものとします。対象機器等の瑕疵または数量不足等を発見したときは直ちに乙に通知し、その対応を甲乙別途協議の上定めるものとします。なお、甲の当該検査合格の通知をもって、乙の甲に対する対象機器等の検査は完了したものとします。

４．甲は、梱包輸送費、搬入費、現地調整費等および対象機器等の納入の為に要する費用を、甲乙別段の合意ある場合を除き、これを負担するものとします。

第２１条（対象機器等の危険負担）

対象機器等に関する危険負担は、前条の引渡しが完了した時点で乙から甲に移転するものとし、引渡し完了後に生じた対象機器等および本件工事の滅失・毀損・変質その他一切の損害は、乙の責に帰すべきものを除き、甲の負担とします。

第２２条（対象機器等の保証）

甲に納入された対象機器等に関する故障および不備等に関する保証条件は、当該対象機器等の保証書等に規定された内容に従い、各当該対象機器等の製造会社により保証されるものとします。

第２３条（対象機器等のリース等）

１．甲は、本サービスに関する支払方法に関し、リースまたはレンタル等を選択した場合、甲は、本サービスの実施の前提となる対象機器等の取得に関し、乙の指定するリースまたはレンタル会社等（以下、リース会社等という）との間で対象機器等に関するレンタルまたはリース契約を締結するものとします。

２．前項の場合、対象機器等の所有権その他の条件に関しては、甲とリース会社等の契約によるものとし、甲は指定リース会社の定める契約条件または約款等を遵守し、甲とリース会社等との契約に関して、乙は一切その責任を負わないものとします。

第２４条（対象機器等の返還義務）

本サービスの解約および本契約が解除された場合、理由の如何を問わず、甲は直ちに乙の所有にかかる対象機器等を乙の指定する場所に返還するものとします。なお、甲が対象機器等を乙に返還しないときには、乙が対象機器等の所在する場所に立ち入り、対象機器等を回収することに同意するものとします。

第２５条（対象機器等の移動等）

１．甲は、対象機器等の設置場所の移動、取り外し、または変更を希望するときは、事前に乙に通知するものとします。なお、甲の要請がある場合には、乙は、甲の費用負担において対象機器等の移動に乙の定める技術者等を立ち会わせるものとします。なお、この場合、甲は、当該立ち会いのための費用を負担し、また、対象機器等の運搬および発送等は甲の責任と費用負担により行うものとします。

２．前項の規定にもかかわらず、乙に対する事前の通知なしに対象機器等の設置場所が変更されることにより対象機器等に障害が発生した場合は、乙は、本サービスの提供を実施しないことができるものとします。また、甲は、別途当該障害の修復に要する一切の費用を負担するものとします。

第２６条（対象ソフトウェアの取扱い）

１．対象機器等にソフトウェアが含まれる場合、甲は、当該ソフトウェア（以下、対象ソフトウェアといいます）に付属する使用許諾契約書、別途締結される使用許諾契約書その他当該ソフトウェアの製造会社等が定める使用許諾に関する取決めに従うものとします。

２．対象ソフトウェアおよび対象ソフトウェアに付随するマニュアル、その他本契約に関連して甲に供給される著作物に関する著作権は、乙または供給元その他の著作権者に帰属するものとし、甲には移転しないものとします。

３．甲は、著作権者から許諾を受けた場合を除き、乙より提供された前項の著作物の権利を侵害する以下の行為を行ってはならないものとし、また、第三者に対し、著作物にかかわる著作権の侵害となる行為を行わせないものとします。

（１）対象ソフトウェアの複製、改変、改造すること

（２）有償、無償を問わずソフトウェアを第三者へ譲渡またはその再使用権設定を行うこと。

（３）対象ソフトウェアを本サービスの実施の目的以外で利用すること。

（４）前各号の他、当該使用許諾契約書に定める事項

（５）著作物にかかる著作権の侵害となる行為を行うこと。

第４章　請負条項

第２７条（本章の適用）

本章の規定は、請負により本サービスが提供される場合に適用されるものとします。

第２８条（本サービスの実施および引渡し）

乙は、請負にかかる本サービスの実施後、速やかにその旨を甲に通知し、当該本サービスの引渡しを行うものとします。なお、乙は、本サービスの結果として別途乙から甲に納品物がある場合には、本サービスの実施と合わせて当該納品物の引渡しを行うものとします。

第２９条（検査）

甲は、乙より請負にかかる本サービスの実施および引渡しを受けた場合は、速やかにこれを検査し、その検査結果を乙に通知するものとします。なお、甲の検査合格の通知をもって、乙の甲に対する当該本サービスの検査は完了したものとします。

第３０条（危険負担）

請負にかかる本サービスに関する危険負担は、前項の引渡しまたは検査が完了した時点で乙から甲に移転するものとし、引渡しまたは検査完了後に生じた本サービスの滅失・毀損・変質その他一切の損害は、乙の責に帰すべきものを除き、甲の負担とします。

第３１条（瑕疵担保）

１．甲は、本サービスの検査後６カ月以内に本サービスの瑕疵を発見したときは、直ちに乙に通知し、その対応につき甲乙別途協議の上決定するものとします。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、修補に過分の費用を要すると乙が判断した場合または、サービス条項に別の定めがある場合は、この限りではないものとします。

２．前項の期間経過後に発見された瑕疵については、甲は、当該瑕疵の修補を有償にて乙に依頼することができるものとします。

第５章　委任条項

第３２条（本章の適用）

本章の規定は、委任により本サービスが提供される場合に適用されるものとします。

第３３条（成果の引渡し）

乙は、委任による本サービスの終了後、本サービスの成果（以下、本件成果という）を甲に必ず引渡す責任はないものとします。ただし、サービス条項に本件成果の引渡しの記載がある場合には、この限りではありません。

第３４条（内容の確認）

甲は、委任による本サービスの全部または一部が完了した場合、速やかにその内容および本件成果の内容を確認し、本件サービスまたは本件成果の不備を発見した場合は、直ちに乙に通知するものとします。なお、当該確認完了にかかる甲乙双方の書面による通知の授受は行わないものとします。ただし、サービス条項に別途記載がある場合には、この限りではありません。

第３５条（危険負担）

委任による本サービスに関する危険負担は、前項の引渡し完了の有無にかかわらず、本サービスの実施にて生じたいかなる責任も負わないものとします。

第６章　料金等

第３６条（料金等）

１．甲は、利用申込みに記載された本サービスにかかる料金および別途乙が定める本サービスの実施に要する費用等（以下、料金等といいます）を、乙所定の支払い方法にしたがって乙に支払うものとします。ただし、サービス条項に別途記載がある場合には、この限りではありません。

２．料金等のうち初期費用が設定されている場合、甲が選択したサービス品目について定められた初期費用を、乙所定の支払い方法にしたがって、乙に支払うものとします。

３．料金等のうち月額費用が設定されている場合、甲が選択したサービス品目について定められた月額費用を、毎月乙所定の支払い方法および期間にしたがって、乙に支払うものとします。

４．前項の規定の他、本サービスの実施場所が、サービス要員の所在する場所より片道５０ｋｍ以上の距離で、かつ片道２時間以上かかる地区、および沖縄本島を除く周辺島部である場合、甲は、その都度乙の請求に基づき別途追加料金を負担するものとします。

５．理由の如何を問わず本契約が効力を失った場合といえども、乙は、甲より一旦支払われた料金等を甲に返金しないものとします。

第３７条（消費税）

前条の本サービスの料金等にかかる消費税については、消費税法に基づき支払うものとします。なお、税率の変更があった場合は、当該変更の実施後に甲が乙に支払う対価より変更された消費税を適用するものとします。

第３８条（解除および違約金）

１．甲は、第１２条のいずれか一つに該当する事由が生じた場合、乙の通知または催告を要せず、直ちに債務の残額全部を一括して乙に対し現金にて支払うものとします。

２．本サービスの実施前に第１０条に基づきキャンセルが発生した場合、甲は利用申込みに記載された本サービスにかかる料金等（初期費用が発生する場合は初期費用を含んだ金額をいうものとします。）の２０％の違約金を支払うものとします。ただし、サー

ビス条項に別途記載がある場合には、この限りではありません。

3．前項の規定にかかわらず、対象機器等がソフトウェアの場合（対象機器等にソフトウェアが含まれる場合を含む）で、当該ソフトウェアの使用許諾契約書に違約金の定めがあるときは、甲は当該違約金を別途支払うものとします。

4．前項による違約金の支払いにかかわらず、甲は乙に対し、乙に生じた損害の賠償をするものとします。

第３９条（支払遅滞）

甲は、本サービスの料金等または本契約に定める費用の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日から完済の日まで支払うべき金額に対して年 14.6%の割合の遅延損害金を乙に支払うものとします。

第７章　一般条項

第４０条（氏名等の変更）

甲は、その氏名、商号、または住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を乙に通知するものとします。

第４１条　（データ等の責任）

1．甲は、本サービスの実施にあたり、対象機器等、必要機器およびその他の甲が保有する機器に記録されたデータ等（以下、データ等といいます）について、自己の責任と費用負担において自ら修復可能なように当該機器のバックアップ等適切な処置を講ずるものとします。

2．乙が、本サービスの実施にあたり甲のデータ等が、滅失、毀損、漏洩した場合といえども、その結果発生する直接あるいは間接の損害について乙は、いかなる責任も負わないものとします。

第４２条（甲の協力）

1．甲は、乙の本サービスの実施にあたり、乙より要請があった本サービスの実施に必要な情報、調査シートの他、甲のネットワーク状況および必要機器の設置状況が把握できる資料等（以下、資料等といいます）を用意し、これを乙に提示するものとします。

2．甲は、前項により乙に提示した資料等に変更があった場合は、速やかに乙に通知するものとします。

3．甲は、本サービスの実施にあたり、乙が甲の事業所内に立ち入る必要がある場合、甲は、乙の立ち入りを許可すると共に、本サービスの実施に必要となる適切な広さの作業場所、および対象機器の修理に必要な部品等の保管場所を無償で乙に提供するものとします。この場合、乙は、当該事業所の定める安全衛生基準等の諸規則を遵守するものとします。

4．甲は、本サービスの実施にあたり必要となる場合、甲の保有するコンピューター等の設備を無償で提供するものとします。この場合、乙は、当該設備の使用規則を遵守するものとします。

5．甲は、乙の保守要員が対象機器の保守サービスの実施に必要であると判断した場合、乙による対象機器の停止、または甲の事業所外への持ち出しを認めるものとします。

6．甲は、乙が本サービスを実施する上で甲の事業所内で発生する電気代等の費用を負担するものとします。

第４３条（適応除外）

以下各号に定める作業については本サービスの適用外とし、乙は、当該作業の実施について何らの責任も負わないものとします。

（1）以下の①から③のいずれかに起因する対象機器の障害または故障の修理

① 対象機器メーカー指定外の媒体または消耗品等の使用

② 対象機器メーカーの定める使用環境以外での使用

③ 対象機器メーカーの保証が適用されない対象機器の不適正な使用、火災、水害、盗難、異常電流、甲による輸送、もしくは、乙または対象機器メーカー従業員（対象機器メーカーの委託先従業員を含む）以外の者により実施された改造または作業等

（2）甲により対象機器等の設定変更が行われたことによって対象機器、および対象機器等に障害が発生した場合の障害復旧作業

（3）本サービス完了後における、別途甲の使用するソフトウェアに生じた不具合に対する復旧作業

（4）コンピュータウイルス、および不正アクセスによって対象機器、および対象機器等に障害が発生した場合の障害復旧作業

（5）データベース、プログラムおよびマクロ等の作成、ならびにこれらに関わる支援作業

（6）天災地変、戦争・騒乱、ストライキ、行政行為、その他の不測の事故、もしくは甲の故意、過失または不適正な使用によって対象機器、および対象機器等に障害が発生した場合の障害復旧作業

（7）対象機器の保守部品が入手困難となった場合の対象機器の修理

（8）前各号の他、乙が定める本サービスの範囲外と判断する作業

第４４条（第三者の権利侵害）

本サービスの実施に関し、甲と第三者との間に当該第三者の権利侵害に関する紛争が生じた場合には、乙は一切の責任を取らないものとします。ただし、乙の故意または重大な過失による場合は、この限りではないものとします。

第４５条（機密情報保持）

1．甲および乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本サービスの履行に際し知り得た相手方の業務上、技術上の機密情報（通信に関する情報を含む）を第三者に開示・漏洩しないものとします。ただし、乙は、第８条に定める乙のサービス要員に対して、都度の甲の事前の承諾を得ることなく、本サービスの実施に必要な範囲において情報を開示することができるものとします。

2．前項に関わらず、次の各号の一にでも該当するものについては、甲および乙は前項の義務を負わないものとします。

（1）開示の時点で既に公知のもの、または開示後機密

情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの
（２） 開示の時点で既に相手方が保有しているもの
（３） 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
（４） 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手からの情報によらないもの

３． 乙は、裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

４． 甲は、本サービスの利用に関して、乙から提供を受けた情報を乙に無断で複製し、または第三者に開示してはならないものとします。

第４６条（反社会的勢力との関係排除等）

１．甲および乙は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営および事業に支配力を有する者をいう）もしくは業務従事者または本契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。
（１）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という）であること
（２）反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること
（３）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
（４）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
（５）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること
（６）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

２．甲および乙は、本契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約します。

３．甲および乙は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
（１）反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金、便宜の提供もしくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと
（２）自らもしくは業務従事者または第三者を利用して以下の行為を行うこと
①詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること
②事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること
③相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること
④相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること

４．甲または乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本契約を解除することができるものとします。この場合、甲または乙は相手方に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとします。

第４７条（損害賠償責任）

１． 乙の責に帰すべきことが本契約上明らかな場合であって、本サービスに関連して甲または第三者に損害が発生した場合は、乙は、当該事由の直接的結果として現実に甲に発生した通常の範囲内の損害に限り、その賠償の責を負うものとします。この場合、乙が甲に支払う損害賠償額は、当該損害が発生した本サービス毎にかかる料金等の額を限度とします。

２． 前項に定める場合を除き、本サービスの提供、遅滞、変更、中止、停止、廃止、もしくは本サービスを通じて登録、提供されるデータ、データベース等の流出、もしくは損失等、またはその他本サービスに関連して発生した（天災地変、その他の不測の事故、甲の故意または過失により発生した場合も含む。）甲または第三者の損害、および権利侵害について、乙は一切の責任は負わないものとします。ただし、乙の故意または重大な過失による場合は、この限りではないものとします。

３． 甲が本契約に違反、不正行為、または甲の責に帰すべき事由により、乙または第三者に損害を与える事態となった場合、乙は、甲に対し損害賠償を請求できるものとします。

４． 乙は、甲の本サービスの利用に関連して、乙の責めに帰すべからざる事由により甲の業務に生じた業務中断、遅延、機会損失、甲と第三者との間で発生した紛争、または損害賠償請求については、一切その責任を負わないものとします。

第４８条（法令規制等の遵守）

１． 甲は、対象機器等（補修部品、消耗品を含み、本条において以下同じ）が外国為替および外国貿易法等もしくはアメリカ合衆国輸出管理規則等により定められる貨物または技術に該当するものである場合には、これらの輸出もしくは日本国外への持出しにあたっては、外国為替および外国貿易法等もしくはアメリカ合衆国輸出管理規則等に定められる手続を遵守するものとします。

２． 甲は、対象機器等または技術ならびにこれらの関連情報を、通常兵器、核兵器、生物・化学兵器およびミサイルの開発または製造に関連する第三者への輸出・販売または開示はしないものとします。

第４９条（権利義務の譲渡等）

甲は、本契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとします。ただし、乙の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

第５０条（準拠法）

本契約の成立、効力、解釈および権利の得喪についての準拠法は、日本国法とします。

第５１条（協　議）

甲および乙は、本契約に定めのない事項または解釈上の疑義については必要に応じ協議して定めるものとします。

第５２条（管轄裁判所）

甲は、本契約に付随して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。